

第 1 章 計画の基本的事項



1. 計画の策定の背景と目的

多度津町は、2000 年 11 月に「環境のまち宣言」を行うとともに、2009 年 3 月には、「多度津町環境基本計画」（以下、「現行計画」という）を策定して地域の環境を改善し、環境先進都市を実現するため、「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」を将来の環境像として掲げ、環境の保全に関する施策について、各主体が連携・協働の上、今日まで総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

「現行計画」の策定からこの間、国際社会では、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発効されるとともに、2015 年 9 月の国連総会の場において、今後も持続可能な発展を続けていくための指針となる「持続可能な開発目標」（以下、SDGs という）に代表される「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

日本では、2011 年 3 月に東北地方で発生した東日本大震災とともに、2018 年 7 月には、エネルギー政策の基本的な方向性を示した「第 5 次エネルギー基本計画」、2018 年 6 月には、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が、地球温暖化対策については、2016 年 5 月に温室効果ガスの削減目標等を含む「地球温暖化対策計画」が策定されました。

さらに、「パリ協定」や「SDGs」の採択を受け、「地域循環共生圏」の構築を目指し、「環境基本法第 15 条」に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第五次環境基本計画」が 2018 年 4 月に策定されています。

一方、香川県は、2015 年 12 月に策定した「香川県環境基本計画」において、「県民みんな でつくる 人と自然が共生する豊かで美しい香川」を環境の将来像とし、「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」の 4 つに跨る基本目標として、「環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進」を掲げています。

このような国際社会、国、香川県等の様々な動向を踏まえ、次の 10 年間を見据え、環境施策の推進を図るため、新たに「第 2 次多度津町環境基本計画」（以下、第 2 次計画という）を策定することとしました。



持続可能な開発目標<<SDGs : Sustainable Development Goals>>

2015年9月にアメリカのニューヨーク国連本部の「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げられ、2016年から2030年までの国際的な目標として「SDGs」が設定されました。

「SDGs」は、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。



図：「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標

【資料：国際連合広報センター】

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

目標 1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標 2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標 6	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
目標 9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標 10	国内および国家間の格差を是正する
目標 11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標 12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標 13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標 14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標 16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【資料：国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所資料】

2. 多度津町環境基本計画（現行計画）の評価

多度津町は、2009年3月に「現行計画」を策定し、「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」を将来の環境像として掲げ、良好な環境創出のために各主体が連携・協働して取り組みを進めてきたところです。

そうした取り組みの効果もあって、現在の多度津町内の環境は概ね良好な状態に保たれているものの、再生可能エネルギーの普及拡大をはじめ、ごみの減量化と資源の有効利用、カワウなどの有害鳥獣対策、大気質及び水質の改善、文化財等の保護と活用、野良犬・猫等の対策など、環境に関する課題の解決には至っていません。

そのため、「第2次計画」においては、こうした「現行計画」で解決することができなかった課題の解決に引き続き取り組むと同時に、食品ロスやマイクロプラスチック問題などの新たな社会動向等にも対応し、環境施策の強化を図った上で、今後も各主体が連携・協働の上、環境に配慮した積極的な行動につなげていきます。

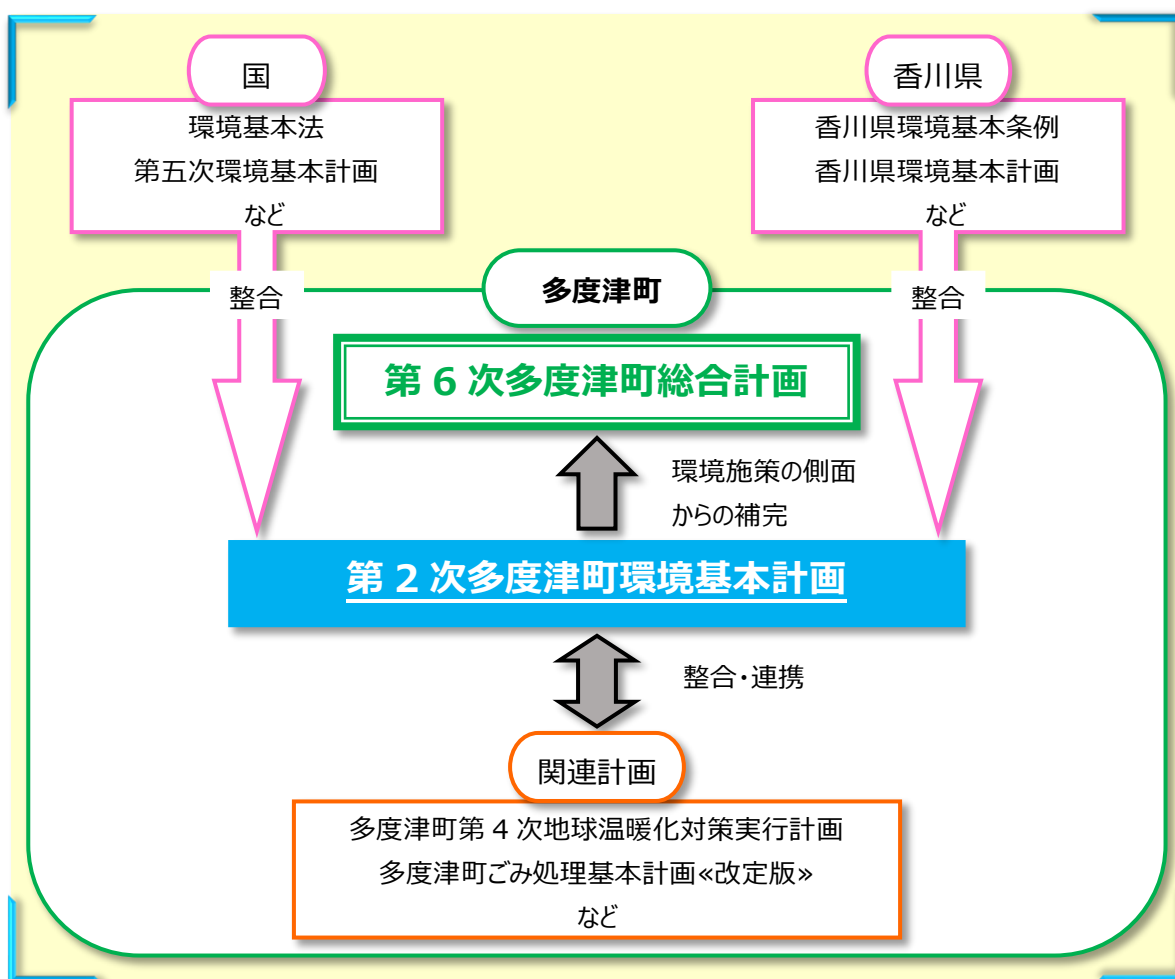
多度津町環境基本計画（現行計画）の主な取り組み状況

生活環境	●各種法令及び「多度津町公害防止条例」に基づき、届出の受理・審査等を行いました。
	●通報や苦情の受付時には、現地調査を行い、法令等に基づく指導等の行政処分を行いました。
	●河川、地下水等の水質調査を継続的に実施しました。
	●下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を啓発し、推進に努めました。
	●交通及び環境騒音の測定や交通量調査を継続して行いました。
廃棄物	●生ごみ処理機の設置に対し、補助金を交付するなど、ごみの減量化を推進しました。
	●不法投棄や野焼きの禁止についての啓発を行いました。
	●実際に発生した不法投棄については、警察と連携し、行為者の特定に努めました。
自然環境	●外来生物に関する啓発や情報提供があった際には、現地調査及び対処を行いました。
	●環境学習の一環として、小学生に対し、水生生物調査等の実習を提供しました。
	●香川県の「かがわ里海大学」と連携し、多度津町内の海岸で生物調査を実施しました。
快適環境	●文化財への指定や登録を行い、適切な保存に努めました。
	●「林求馬邸」や「旧合田邸」等の保存活動を行う団体等に対し、助成を行いました。
	●「環境美化の日」に代表される地域の環境美化活動の推進に努めました。
	●犬のフンの後始末など、ペットマナーに関する啓発活動を行いました。
地球環境	●住宅用太陽光発電システム設置の補助を行うなど、再生可能エネルギーの普及を推進しました。
	●「第4次多度津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、実施しています。
	●香川県の実施する「緑のカーテン」事業に協力し、モデル地区として活動しました（2018年度）。
環境教育及び環境保全活動	●小学校、幼稚園を対象に環境学習を実施しました。

3. 計画の位置づけ

「第2次計画」は、「環境基本法第36条」を受け、上位計画となる国や香川県環境基本計画の内容を踏まえるとともに、「第6次多度津町総合計画」を環境の側面から総合的・計画的に推進するため、「多度津町環境基本条例第8条」の規定に基づき策定する地域版の環境基本計画となります。

また、「多度津町環境基本条例」にある前提条件等を踏まえ、今後、多度津町は、「第2次計画」を環境行政における指針として、環境に対する配慮が滞りなくなされたまちづくりに向けて、積極的な姿勢で取り組んでいきます。



図：計画の位置づけ

「多度津町環境基本条例」の抜粋

(前文)

私たちのまち多度津は、金比羅参りの玄関口として栄えた港町であり、多度津京極藩の城下町として古くから栄えたところであります。

また、四国最初の鉄道である讃岐鉄道の起点であり、海陸交通の要衝として発展しました。

北は瀬戸内海に面しており、砂浜海岸や高見島、佐柳島の美しい風景が展望でき、南は田園地帯が、西にはぶどう畑が続いて、美しい自然環境に恵まれています。

多度津山東部の桃山には県立桃陵公園があり、数千本の桜をはじめ四季を彩る花木があり、近代感覚に溢れる自然公園となっています。

この美しい自然と伝統ある文化の中で、私たちは心豊かに誇りをもって過ごして来ました。

しかし、急激な産業の発展及び都市化の進展や生活様式の変化は、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも影響を及ぼしています。

私たちは、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り次の世代に引き継いでいく責務を担っています。

この使命を深く自覚し、すべての町民の自主的な参加と協調により積極的な環境の保全に取り組む必要があります。

ここに、「緑と花と文化のまち」をまもり、住みよいまちづくりをするため、この条例を制定します。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、将来にわたって町民の健康で文化的な生活を維持・向上させるため、良好な環境を確保し町民がこの恵沢を享受することができるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

4. 計画の推進主体

多度津町内の良好な環境の創出のためには、各主体が日々の生活や事業活動等の営みが地域の環境はもちろんのこと、地球の環境とも密接に関わり合いがあることを認識するとともに、環境の保全というものに対し、自らが考え、実際の行動に移していくことが大切となります。

「第2次計画」の推進にあたり、各主体が今後果たしていくべきと考えられる役割については、次の通りとなります。

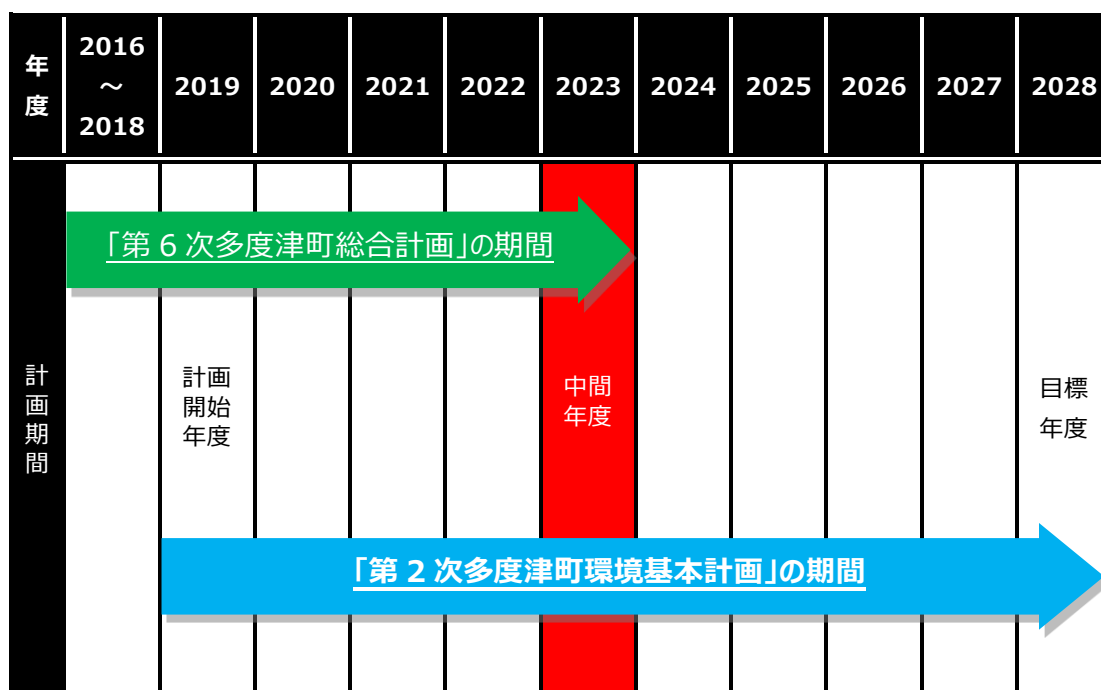


図：計画の推進主体のイメージ

5. 計画の期間

「第2次計画」の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

しかし、今後の国際社会や日本国内をはじめとした様々な社会動向の変化や香川県環境基本計画の改定等が考えられるため、それらの流れを踏まえ、計画の期間内であった場合でも必要に応じて、中間年度を目安に改定を行い、環境施策の見直しや拡充等を図ります。



図：計画の期間

6. 計画で対象とする環境の範囲

「第2次計画」で対象とする環境の範囲は、国や香川県の環境施策等とともに、今日の社会や経済の動向等を考慮し、次の通りとします。

ただし、環境の範囲については、限定的なものではなく、新たに項目を立てる必要性が生じた場合には、適宜視点の追加などを行うこととします。



図：計画で対象とする環境の範囲のイメージ